様式第1号の2(第5条関係)

誓　約　書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、町長行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

１　神河町暴力団排除条例（平成25年神河町条例第5号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて

(1) 条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 間接補助事業を行う場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としないこと。

(4) 町長が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

２　補助金申請時の留意事項について

(1) 神河町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第17条に基づき町長が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

　　第17条　町長は、補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　法令並びにこの要綱及び別に定める要領その他の規程に違反したとき。

(2)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2　町長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式

第11号）により当該補助申請者に通知するものとする。

(2) 地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条第2項 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

　　年　　月　　日

　　　神河町長

　様

　　　　 住 所

　　　　　 氏　　名

電　　話　（　　　）　　　　－　　　　　番

電子メール